

## 船舶事故調査報告書

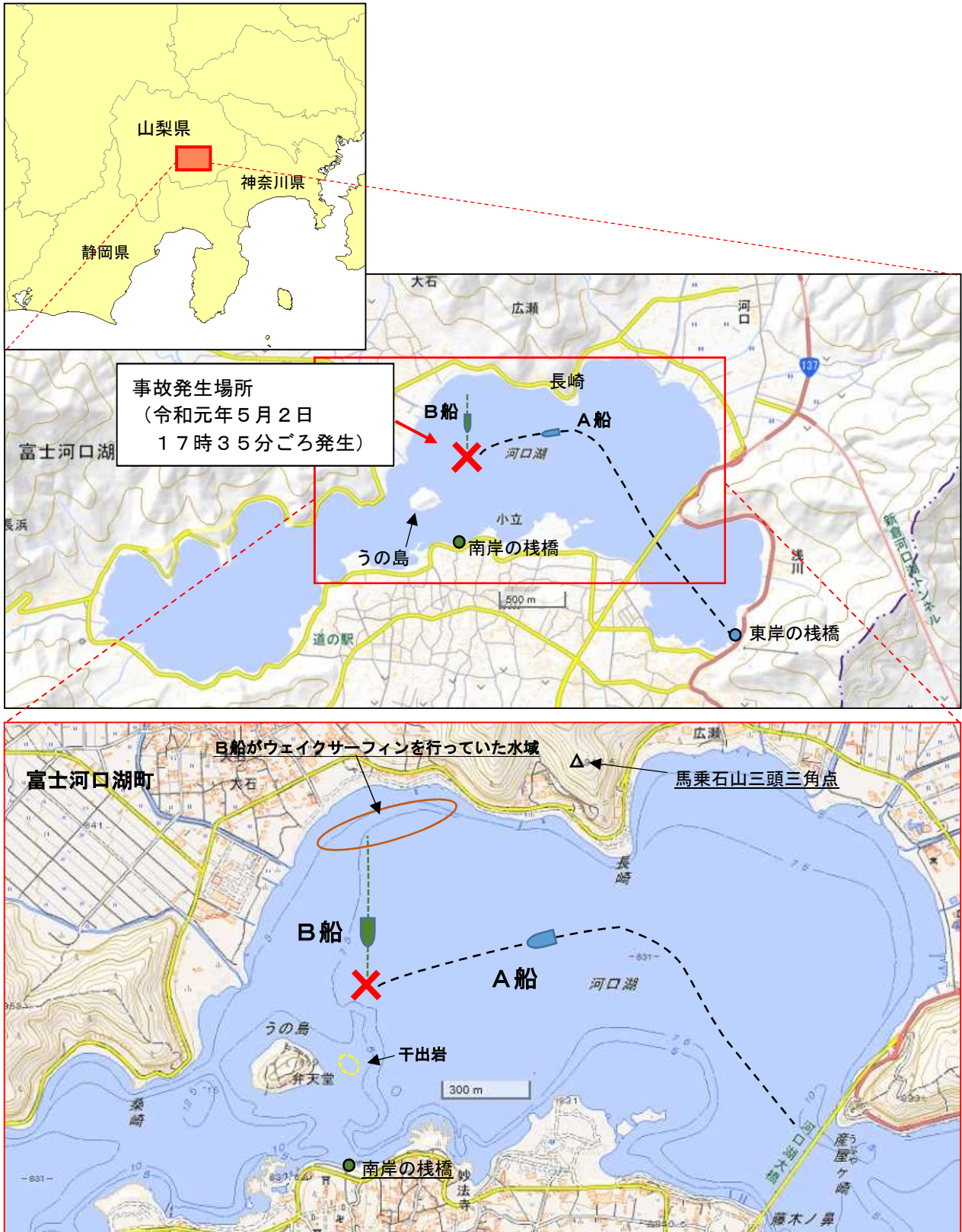
令和元年11月13日  
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決  
 委員 佐藤 雄二（部会長）  
 委員 田村 兼吉  
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和元年5月2日 17時35分ごろ
発生場所	山梨県富士河口湖町うの島北東方沖（河口湖中央部） 馬乗石山三等三角点から真方位224° 1,080m付近 （概位 北緯35° 31.0′ 東経138° 44.9′）
事故の概要	遊覧船MARIMO102は、西南西進中、また、プレジャーボートTRIBES3は、南進中、両船が衝突した。 MARIMO102は、旅客1人が負傷し、右舷船首部に擦過傷を生じ、また、TRIBES3は、旅客1人及び乗組員が負傷し、左舷船首部の破口等を生じた。
事故調査の経過	令和元年5月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
<b>事実情報</b> 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊覧船 MARIMO102、5トン未満 230-19727山梨、個人所有 5.94m (Lr) × 2.20m × 1.06m、FRP ガソリン機関、213.00kW、平成元年5月 B プレジャーボート TRIBES3、1.2トン 240-65110山梨、個人所有 5.70m (Lr) × 2.20m × 0.97m、FRP ディーゼル機関、124.00kW、平成26年3月
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 75歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年12月20日 免許証交付日 平成31年1月21日 （令和6年10月25日まで有効） B 船長B 男性 48歳 二級小型船舶操縦士（1海里限定）・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成13年6月14日 免許証交付日 平成28年9月28日 （令和3年10月10日まで有効）

死傷者等	<p>A 軽傷 1 人（旅客）</p> <p>B 軽傷 2 人（旅客、乗組員）</p>
損傷	<p>A 右舷船首部に擦過傷</p> <p>B 左舷船首部に破口及び亀裂、操縦室前面窓に破損等</p>
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 東南東、風力 1、視界 良好</p> <p>水象：湖面 平穏</p>
事故の経過	<p>A 船は、船長 A が 1 人で乗り組み、旅客 5 人を乗せ、河口湖内を遊覧する目的で、令和元年 5 月 2 日 17 時 30 分ごろ河口湖東岸の棧橋を出発した。</p> <p>A 船は、船長 A が、操縦席に腰を掛けて操縦し、約 20 ノット (kn) の速力（対地速力、以下同じ。）で、富士河口湖町長崎を船首目標として手動操舵により湖岸に沿って北西進した。</p> <p>A 船は、長崎南方沖で左転して西進中、船長 A が、右舷船首方を確認した際、他の船舶を認めなかったため、右舷船首方に他の船舶はいないと思い、その後、うの島の北方沖を航行する予定なので左舷船首方の同島北岸付近に意識を向け、徐々に舵を左に取りながら西南西進した。</p> <p>A 船は、船長 A が、船首至近に右方から接近した B 船を認めたものの、どうすることもできず、17 時 35 分ごろ船首部と B 船の左舷船首部とが衝突し、B 船の船首部を乗り越えた。</p> <p>A 船は、船長 A が、負傷者の有無及び浸水が無いことを確認した後、河口湖南岸の棧橋に B 船と共に着棧した。</p> <p>旅客 5 人は、救急車で病院に搬送され、旅客 1 人が、腰部打撲傷と診断された。</p> <p>B 船は、船長 B 及び乗組員 1 人が乗り組み、旅客 3 人を乗せ、河口湖内の北側水域でウェイクサーフィン（船舶の引き波を利用するサーフィン）を行っていた。</p> <p>B 船は、ウェイクサーフィンを終え、船長 B が操縦席に腰を掛けて操縦し、17 時 20 分ごろ機関を微速力前進として約 2～3 kn の速力で、手動操舵により河口湖南岸の棧橋に向けて帰航を開始した。</p> <p>船長 B は、帰航開始後、何度か左舷方を見たところ、他の船舶がおらず、その後、左舷方から接近する船舶がいても B 船を避けてくれると思い、右舷船首方のうの島東方沖の干出岩に乗り揚げないように、同干出岩を確認することに意識を向けて航行を続けた。</p> <p>B 船は、南進中、船長 B が、ふと左舷方を見たところ、至近に接近する A 船を認めたものの、どうすることもできず、左舷船首部と A 船の船首部とが衝突した。</p> <p>B 船は、船長 B が、負傷者の有無及び浸水が無いことを確認した後、本事故の発生を警察に通報し、A 船と共に河口湖南岸の棧橋に着棧した。</p>

	<p>旅客3人及び乗組員は、救急車で病院に搬送され、旅客1人及び乗組員が、頭部打撲傷等と診断された。</p> <p>(付図1 事故発生経過概略図、写真1 A船の損傷状況、写真2 B船の損傷状況 参照)</p>
その他の事項	<p>河口湖付近における本事故当日の日没時刻は、18時32分ごろであり、17時30分ごろにおける太陽高度が約11°、太陽の真方位が約280°であった。</p> <p>船長Aは、ふだん、日没間近に本船を運航することはほとんどなかったが、本事故当日については、天気が良く、旅客に依頼されたこともあり、同日の最終便として本船を運航することとした。</p> <p>船長Aは、本事故当時、サングラスを使用していなかった。</p> <p>船長Aは、長崎南方沖で左転した後、湖面に反射した太陽光により右舷船首方が見えにくい状況となっていたので、B船を見落としたかもしれないと本事故後に思った。</p>
<b>分析</b> 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B あり</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A なし、B なし</p> <p>A船は、河口湖内において、西南西進中、船長Aが、右舷船首方に他の船舶はいないと思い、左舷船首方のうの島北岸付近に意識を向けて航行を続けたことから、右舷船首方から接近するB船に気付くのが遅れ、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、河口湖内において、南進中、船長Bが、右舷船首方のうの島東方沖の干出岩を確認することに意識を向けて航行を続けたことから、左舷方から接近するA船に気付くのが遅れ、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本事故は、河口湖内において、A船が西南西進中、B船が南進中、船長Aが、右舷船首方に他の船舶はいないと思い、左舷船首方のうの島北岸付近に意識を向けて航行を続け、また、船長Bが、右舷船首方のうの島東方沖の干出岩を確認することに意識を向けて航行を続けたため、共に互いが接近する状況に気付くのが遅れ、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・航行中、一方向のみに意識を向けることなく、また、サングラスを使用するなどその時の状況に応じて周囲の見張りを適切に行い、接近する船舶を認めた際には、余裕のある時機に衝突を避けるための動作をとること。</li> </ul>

付図1 事故発生経過概略図



※国土地理院Webサイトの地理院地図使用

写真1 A船の損傷状況



写真2 B船の損傷状況

